

第4回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成16年2月19日 15:00～17:00

場所：弁護士会館1701AB号室

出席委員(50音順、敬称略)：浅古弘、阿部一正、飯田隆、飯室勝彦、大出良知、小幡純子、柏木昇、亀井尚也、川端和治、菊池武久、京藤哲久、小山稔、高木晴夫、中川深雪、日和佐信子、松浦好治、宮川光治、村瀬均、吉松悟、米倉明(欠席：浦部法穂、納谷廣美、長谷川裕子)

1 評価基準の検討

【学生の履修が各科目のいずれか過度に偏ることのないように配慮されていること】評価基準3のうち)

(事務局)評価基準の改定点について説明。評価基準8頁*3、法律実務基礎科目群の60単位程度以下という数値基準は削除。法律実務基礎科目群を6単位以上、基礎法学・隣接科目群を4単位以上、と展開・先端科目群の単位数の合計が33単位以上であること、という基準に改定した。

・法律基本科目内での配分は、各法科大学院にゆだねる。

【適切な授業の態様】(資料50)

(事務局)資料50は、刑事系科目について、教育内容、教育方法として望ましいアイデアを示したもの。

・資料の50、重要事項の「刑事」を「民事」に置き換えても妥当することは異論がないと思う。

・評価の際に、毎回の授業の進行予定表を提出してもらい、進行の順序、教育内容、等を見て評価すべき。

・教育内容についてコンセンサスを得られるものを作成するのは難しい。

・受刑者の処遇については、学部の刑事政策の授業との関係が気になる。

・授業進行表どおりの授業が行われているかも評価すべき。学生アンケート、現地調査等によって検証する。

・教育方法についての評価は、教員の教育能力の評価にも関連する。学生に行わせる予習が適当な分量かどうかは重要。分量は多すぎても少なすぎてもいけない。通常は授業1回で判例1つ、それで20人くらいに当てられれば。出欠を取る等も重要。座席が決まっていれば点呼しなくても出席がチェックできる。

・教育内容についての記載は「基礎的知識の習得」ですんでしまう。むしろ教育方法についての記載が重要。

・要努力項目についての記載をするとすれば、記載が際限なく広がってしまう。

・医学部の講義内容を調査したときに、外科の科目の内容を他の専門家に決めさせた。他の教科の教員等に検討させるのもよい。

・法曹倫理が要努力事項になっているが、法曹倫理は、他の科目で教育する際も重要事項

にするべき。刑事弁護人の倫理に絡んだ題材もあるし、試験に出題される可能性もある。

- ・法曹倫理は、2つのマインド7つのスキルをどう教えているかについての評価の際に取り上げるべき。ここは、教育方法を中心にまとめるということではよいのではない。

- ・今までの教育は自由があった。これからは違ってくるが、制約が多すぎるのもよくない。

- ・未修者にどう教えるかについてはいろいろ意見がある。授業で議論がどこまでできるか。

未修者の授業は知識の習得中心にするべきという意見の人もいる。

【臨床科目について】(資料48)

- ・臨床科目は訓練であるから、そのためのプログラムが必要。実施した後の記録を取ることにも必要。適切な授業が行われたかの検証の必要性は、通常の授業よりも大きい。

【2つのマインド7つのスキルの視点について】(資料48、資料44)

(事務局)資料44に記載された教育内容・教育方法は例示であり、これらに限定されない。

- ・資料44はたたき台であるが、この一つ一つについて今回議論する時間がない。このような解釈指針を作成すること自体についてご意見を。その後、内容についてさらに検討し改訂する。メール等で意見をいただきたい。

【教員の教育能力について】(資料45)

(事務局)資料45もたたき台。研究者教員と実務者教員に分けてそれぞれ記載した。

- ・実務家教員については、設置審では研究業績を不可欠としていた。これに対し資料45では、実務上の業績があれば、研究業績に替わるものとしている。

- ・実務家教員については要件をある程度緩やかにするべき。非常に能力があっても論文を書いていない人はいる。官庁にいる人は論文を書くなとすら言われているとのこと。

- ・法科大学院のスタート時はこのような基準でよいかもしれないが、いい教材があれば、例えば憲法の教員が民法を教えることは可能ではないか。科目が縦割りとなっている現状を壊すべきではないか。

- ・教員が科目横断的に授業を担当することは、アメリカではよくあること。方向性はそうあるべき。

- ・ただし日本はアメリカのようにはならないと思う。英米法と大陸法の違いがある。それでもたこつば的な現状は廃すべき。

- ・研究者教員においても隣接分野の論文を考慮する方法もある。

- ・解釈指針についても、設置審の際の基準どおりではなく、近い将来の改訂を示唆するものがよい。

- ・論文執筆についての基準に、「必ずしも該当科目に限らない」との文言を入れるべき。

- ・現状では教える分野の業績、という理解では。今、その解釈を変えるのは難しいのではないか。

- ・今の教員に、民法の教員が刑法を教える、というのは難しい。今の研究者は視野が狭い。他の分野は、学部教育程度の知識しかない。法科大学院で育った教員が出てくるころには可能かもしれない。

- ・民法の先生が刑法の先生と一緒に授業を行う機会があれば、やり方が分かってくる。早い段階で意識を変えることが必要。契約の歴史を見るとときに当時の社会を知らないという理解ができない、ということもある。

- ・複数科目担当が認められれば、教員の人数も減少する。
- ・設置審で一番問題になったのは、民法で家族法の業績がないが家族法を教える場合、刑事政策の先生が刑法を教える、手形小切手の先生が商法を教える場合の3つ。この点をどう考えるか。

- ・ ミシガン大学の先生で、比較法の先生が刑法を教えることが認められた。アメリカでは、憲法の先生が著作権の研究に転じた例もある。日本では は認められないが は認めるとするべきではないか。

- ・間に合わせて教員を持ってくる例と、それとは逆に分野の限定が厳しすぎる例と両方あって難しい。

- ・刑事政策の先生が刑法を教えられないということはない。刑法の先生が刑事政策を教えられないということはある。認証評価では形式的な基準以外の判断が必要。

【法科大学院の研究活動について】(資料48)

- ・みなし専任の教員の場合、サバティカルを行いにくい。別途の制度が必要。この点の研究が必要。

- ・研究評価は、論文を書くこと以外に、教材作成も評価する等、幅を広げるべき。

- ・研究はまとまった時間が必要であるから、まとまった時間を確保する制度等が必要。研究ができない法科大学院から研究ができる法科大学院に人材が流出する。4、5年でサバティカルが必要。

【学生の人数について】(資料48)

(事務局) 入学者数と学生定員のバランスと、在籍者数と総定員とのバランスとがある。具体的な数値基準は、今後の各校の実績を見て設定する。

- ・数値基準を設定しないのは賛成だが、各校が学生数を定員内に収める努力をしているかは評価するべき。

【施設設備について】(資料46)

- ・自習室の机の数と在籍者数のバランスも考慮するべき。学部と別の場所に法科大学院を作る場合、図書館の本の冊数を考慮するべき。

- ・このような評価基準で、実際にはどのように評価するのか？

(事務局) 判定基準を作る。

- ・学生の学習に必要な設備に関する基準しかない。学生と面談できる教員の部屋がオフィスアワーとの関係で必要。

- ・国立大学は一律の基準が適用される。外部から望ましい基準が出れば学内の説得材料になる。図書館の開設時間を延長させるなど。ただしマイナス評価されるのはつらい。

(事務局) 成績評価基準について。今回の改訂で評価基準を新設した。各教員ではなく法科大学院として成績評価基準を設定すること、という基準の是非について要検討。

- ・GPA 評価を基準に入れる場合、GPA のベースを設けないと、法科大学院間での比較ができないので意味がない。

- ・法科大学院が成績評価基準を作るべきことは設置基準に定めがある。

- ・成績評価基準は各法科大学院によって様々。法科大学院相互の成績の比較ができない。

- ・設置審では絶対評価は認めたが、客観性担保の方法を求めた。

- ・優の学生が全体の10%とする、等の基準を作るのは難しい。

- ・教員が甘い成績評価を行うとどのような問題があるのか。
- ・卒業生に司法試験の受験資格を与えるので、甘い評価は問題。
- ・アメリカではローファームによる学生の選別が GPA で行われるので、シビアな問題。日本がそうなるかは分からない。ただし法曹の質の保証という点では必要。
- ・企業では学生の成績は重要視していない。大学や教員によって成績評価がまちまちなので。
- ・本来的には絶対評価が望ましい。成績評価基準を下げ始めると無限に下がる。法科大学院ではそれではいけない。同じ科目の先生が複数いた場合、勝手に授業、試験、成績評価を行うのは問題。統一が必要。また、法科大学院で単位を取るのは大変、ということにしないといけない。
- ・統一を行うべき、という点は基準として明示できないのではないか。
(事務局) 修了生の活躍。これは司法試験の合格率ではない。自己改革の解釈指針に修了生の活躍状況の検証を盛り込む。
- ・企業に入った場合、人事部に聞くのか。
(事務局) それもあり得る。
- ・アメリカではディーンが主要なローファームから意見聴取、モニタリングをしている。長期的な品質管理みたいなもの。
- ・卒業して10年経った後の活躍が法科大学院の教育と因果関係があるのか。就職先の影響も大きい。
- ・養成する法曹像を法科大学院が示している。そのような法曹を育てているかの検証は必要。
- ・この点は社会的な評価で行う問題では。認証評価で行うのは妥当か。
- ・社会的評価に委ねるべきと思うが、世間の評価が正しいかは問題。
- ・弁護士懲戒事例の検証はできるが、法科大学院の教育との因果関係は問題。
- ・司法サービスのユーザーの声を聞く姿勢は必要。改革に直結はしないかもしれないが。
- ・この議論は、卒業生の質というアウトプットそのものは評価できないということから端を発しているのでは。この点を評価項目として立てるまでの必要はない。

【評価後に重要な変更があった場合の対応について】

(事務局) この点について省令に規定がなされた。これは検討中という報告。

2 その他の問題

【自己点検評価について】(資料38)

・膨大な資料作成について、法科大学院の嫌悪感がある。項目を絞ったつもりだがご意見を。

【運営組織体制について】(資料39、40)

・異議審査委員会を設ける。

【異議事由について】(資料40)

・異議事由はできる限り広く設ける。

【財政運営と評価料について】(資料39の2枚目)

・認証評価の前提事業も行う。評価固有事業を評価料で行う。前提事業は日弁連に支援を仰ぐ。評価の費用は5年間で400万円。法科大学院訪問ではおおむね理解を得られてい

る。

【評価のプロセス案】(資料4 1、4 2)

・評価の開始決定から評価報告書の確定まで2年近くかかる。メール等でご意見を。

【委員のメーリングリスト作成について】

(事務局)委員のメーリングリストを作ってよいかどうか。(異議なし)

【文科省への報告書作成の件】(資料4 9)

・報告書素案を作成する。

【現地調査のイメージ】

・前回配布の資料3 2、現地調査のイメージについてもご意見をいただきたい。

【大学訪問について】

(事務局)現在まで3 4大学を訪問した。3月中に全校回る予定。訪問報告書は今後の訪問をふまえて改訂する。